

発議第 1 号

町長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条及び多可町議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年6月7日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 高澤 榮子

町長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

平成25年 月 日

条例第 号

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「金額及び」の右に「一般」を、「55年」の右に「一般」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町長の専決処分事項に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項については、町長において専決処分することができるものとする。</p> <p>(1) 法律上町の義務に属する損害賠償について1件につき100万円未満（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては同法による保険金額及び財団法人全国自治協会自動車損害共済業務規程（昭和55年財団法人全国自治協会制定）の適用を受けるものにあつては同規程による共済責任額の範囲）の損害賠償の額の決定並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項については、町長において専決処分することができるものとする。</p> <p>(1) 法律上町の義務に属する損害賠償について1件につき100万円未満（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては同法による保険金額及び一般財団法人全国自治協会自動車損害共済業務規程（昭和55年一般財団法人全国自治協会制定）の適用を受けるものにあつては同規程による共済責任額の範囲）の損害賠償の額の決定並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>